

令和 8 年 6 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 8 年 6 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 2 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
5 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 2 4 号 長浜市 A L T（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

議案第 2 5 号 長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

議案第 2 6 号 長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第 5 協議・報告事項

協議・報告① 令和 8 年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

日程第 6 その他

3. 閉 会

令和 8 年 7 月教育委員会定例会 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 2 時 3 0 分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第 2 4 号

件 名：長浜市 A L T（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

第 1 提出理由

長浜市 A L T（外国語指導助手）民間派遣業務を実施するにあたり、価格による競争だけでなく、A L T の研修・採用体制やサポート体制、学校との連携等についても評価する必要があることから、プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した事業者を選定するため、選定委員会を設置し、その運営等必要な事項を定めるもの。

第 2 要点

1 所掌事務

- ・実施要項、仕様書、評価基準に関すること。
- ・【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- ・企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- ・企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- ・その他委員長が必要と認めること。

2 委員構成

- ・教育委員会事務局次長
- ・教育指導課長
- ・教育指導課長代理
- ・小学校教育研究会外国語活動・英語部会 部長
- ・中学校教育研究会外国語活動・英語部会 部長

3 スケジュール（予定）

業者選定 令和 8 年 1 2 月頃まで

A L T 派遣開始 令和 9 年 4 月から

第 3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年6月25日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者（以下「候補者」という。）を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画・技術提案書の提出を受け、候補者を選定する方式をいう。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者のうちから、教育長が任命する。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育委員会事務局教育指導課長
- (3) 教育委員会事務局教育指導課長代理

(4) 小学校教育研究会 外国語活動・英語部会 部長

(5) 中学校教育研究会 外国語活動・英語部会 部長

3 委員の任期は、任命の日から実施業務の契約の締結の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は教育委員会事務局教育指導課長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第 2 5 号

件 名：長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

第 1 提出理由

人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正等（令和 8 年 6 月 1 日施行の官公署出頭休暇の対象範囲の見直し）に伴い、規則を一部改正するもの

第 2 要点

第 13 条第 1 項第 1 号中「裁判員、証人、鑑定人又は参考人」の次に「、被害者参加人等」を加える。

第 3 施行期日

令和 8 年 6 月 2 5 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

長浜市外国語指導助手任用規則の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 25 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

長浜市外国語指導助手任用規則（令和 2 年長浜市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 1 号中「参考人」の次に「、被害者参加人等」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 25 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(年次休暇以外の休暇) 第13条 年次休暇以外の有給の休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1) 参加者が裁判員、証人、鑑定人又は参考人、<u>被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (2)～(9) (略) 2・3 (略)	(年次休暇以外の休暇) 第13条 年次休暇以外の有給の休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1) 参加者が裁判員、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (2)～(9) (略) 2・3 (略)

長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項並びに長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和 6 年 5 月 21 日教育委員会告示第 9 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり長浜市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 25 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱

	学校名	氏名	着任歴
1	長浜市立木之本小学校	二宮 保	新規

任期は、令和 8 年 6 月 25 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

令和8年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

長浜市教育委員会事務評価委員会委員2人の任期満了に伴い、新たに次の2人の委員を委嘱しましたので報告します。

[令和8年度就任]

氏 名	任期	役 職 等	備考
ふるかわけいこ 古川 礼子	令和8年6月1日～ 令和10年3月31日	滋賀文教短期大学准教授	再任
もりかわゆうこ 森川 裕子	令和8年6月1日～ 令和10年3月31日	びわ南小学校図書ボランティア代表等	再任

[（参考）令和7年度就任]

氏 名	任期	役 職 等
おおはしまつゆき 大橋 松行	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	滋賀県立大学名誉教授
きたべていゆう 北辺 禎雄	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	学校運営協議会委員等
ひろべきょうこ 廣部 恭子	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	長浜市パートナーシップ推進協議会等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を
含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを
議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活
用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男
女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- （1） 教育に関する学識経験を有する者
- （2） その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場
合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

■教育に関する事務の点検及び評価制度について

1. 教育に関する事務の点検及び評価制度

教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくために、自らの活動を点検・評価し公表する制度。

毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

＜地教行法第 26 条＞

2. 長浜市教育委員会事務評価委員会

【所掌事務】

事務評価委員会は、下記の事項の評価及びその結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況に関する事項
- (2) 教育施策上の基本施策及び重要課題に関する事項

【点検・評価の対象】

第 3 期長浜市教育振興基本計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）に基づき、前年度に教育委員会が実施した活動及び教育行政の重点施策（教育委員会の権限に属する事業）について、点検・評価を行う。

＜長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 2 条＞

3. 事務評価委員会委員

【委嘱】

委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

【任期】

委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末まで

【定数】

5 人以内

＜長浜市附属機関設置条例 別表、長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 3 条＞

4. 点検・評価結果の公表

教育委員会は、事務評価委員会の意見を踏まえ、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを長浜市議会に提出するとともに公表する。

＜教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則第 5 条＞

5. 点検・評価結果の活用

- (1) 重点施策展開
- (2) 予算編成
- (3) 組織運営 等に活用する